

〈別表1〉

令和 7 年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：川辺町水道事業	
浄水場名：山之上浄水場	採水場所：川辺町下麻生ポンプ所
水源種別：表流水、 、 、	原水全項目水質検査：- 月実施予定
定期健康診断(概ね6ヶ月に1回)に関する検便検査：4 月・10 月実施予定	
水質検査委託機関名称：未定(令和6年度は(株)総合保健センター)	
毎日検査実施場所：川辺町山楠配水場	

	水質基準項目	検査頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
4	水銀及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5	セレン及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6	鉛及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8	六価クロム化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
9	亜硝酸態窒素	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
12	フッ素及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
14	四塩化炭素	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15	1,4-ジオキサン	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
17	ジクロロメタン	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18	テトラクロロエチレン	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19	トリクロロエチレン	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
20	ベンゼン	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21	塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
29	プロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
30	プロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3か月に1回省略不可
34	鉄及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35	銅及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37	マンガン及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
40	蒸発残留物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42	(4S,4aS,8aR)-オクトロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名:ジェオスミン)	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
43	1,2,7,7-テトラメチルピシロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名:2-メチルイソボルネオール)	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
44	非イオン界面活性剤	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
45	フェノール類	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			22	9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9		

	項目	検査頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
原水	1～20、32～51の項目(40項目)														0	
	大腸菌(指標菌)														0	
	嫌気性芽胞菌(指標菌)														0	
	クリプトスポリジウム														0	
	ジアルジア														0	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		